

J A M 政策NEWS

2025年5月20日 第2025-11号

【発行】JAM

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

「中小受託取引適正化法(下請法改正法案)」が成立 施行日が修正され、来年春闘前の2026年1月1日施行に

JAM
要請事項

5月16日参議院本会議にて「下請法・下請振興法改正法案」が採決、可決されました。

JAMでは同法案が国会に提出されて以降、2026年春季生活闘争の賃上げ交渉への効果に向けて法案成立や施行時期を早めることが重要であると、JAM組織内・準組織内議員や、ものづくり国会議員懇談会の各議員、政党等へ要請活動を行なってきました。

今法案の代表質問に
立つ村田享子準組織
内議員（5月9日参
議院本会議）



衆議院にて施行日を「2026年1月1日」とする修正が行なわれ、参議院でも修正案にて可決、成立しました。この修正によって春闘前に価格転嫁の環境が整備されることとなり、賃上げ交渉へ効果の波及が期待されます。

また、衆議院、参議院ともに11項目の附帯決議が加えられ、一項目目にJAMがあらゆる機会に盛り込まれるようにと求める**中小企業憲章の精神・理念**が書きこまれました。

附帯決議(衆議院) 抜粋

一、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていくとの中小企業憲章の理念を踏まえ、我が国の経済活力の源泉である中小企業が、その力を最大限発揮できるよう、労務費や原材料費、エネルギーコストの価格転嫁を更に推進するため、必要な措置を検討すること

今回の改正では「下請」という用語が見直され「下請事業者」を「中小受託事業者」に改正、法律の名称も「中小受託取引適正化法」に変更されました。また、①協議を適切に行なわない代金額の決定の禁止、②手形払いの禁止、③運送委託（発荷主から運送事業者に対して物品運送を委託する取引）の対象取引への追加、④従業員基準の追加等が行なわれます。

中小受託取引適正化法（旧：下請法）は、独占禁止法（優越的地位の濫用）による規制には、認定（一方が優越しているか、行なわれた行為が不当に不利益を与えたか等）に相当の時間を要することから、適用対象となる取引の委託企業と受託企業を一定の基準により「優越的地位にあるもの」として取り扱い、委託企業の不当な行為を迅速かつ効果的に規制するものです。今回の改正で、委託事業者と中小受託事業者の基準に、これまでの「資本金」に「従業員数」の基準が加わります。

従業員基準の追加

【適用基準例（製造委託等）】

